

厚生労働大臣 根本 匠 殿

### 学童保育の基準緩和の中止を求める要望書

政府は、地方分権改革有識者会議において、児童福祉法に基づく省令で定める学童保育の基準を、「従うべき基準」から「参酌すべき基準」に変更する方針を示し、来年の通常国会に児童福祉法改正法案を提出する見込みです。

121万人を超える児童が利用する学童保育は、子どもの命と安全、安心できる「生活の場」が保障されなければなりません。この観点から、以下の点について政府に要望します。

- 一、学童保育の質の低下、市町村間格差の拡大につながりかねない「参酌すべき基準」への変更を中止すること。
- 一、子ども達が質の高い保育を受けることができるよう、学童保育指導員などの処遇を改善すること。
- 一、国の責任を明確にし、主な担い手である地方と十分協議をし、国の責任において必要な財源を持続的に確保すること。

2018年12月10日

立憲民主党  
国民民主党  
日本共産党  
自由党  
社会民主党  
無所属の会